

崇徳年間における朝鮮の歳幣について

江嶋, 寿雄

<https://doi.org/10.15017/2235328>

出版情報 : 史淵. 108, pp.1-19, 1972-08-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

崇徳年間における朝鮮の歳幣について

江 嶋 寿 雄

- 一 序
- 二 歳貢額について
- 三 歳貢の開始について
- 四 歳貢の経過と減額について
- 五 結

一、序

筆者は先に「天聰年間における朝鮮の歳幣について」論じたが、それは主として朝鮮国王來書簿を基にして、天聰年間の朝鮮の歳幣の回数や品目や数量について考察し、旧來の説を幾らか訂正するところがあった。本論は同じく朝鮮国王來書簿、同來書に附載される礼単によって朝鮮の歳幣を崇徳年間に限って考察する。この問題については瀋陽日記、瀋陽状啓等の根本的な史料があり、また清、朝鮮の実録がある。それらも必要に応じて参照しつつ考察を進めることにする。

朝鮮側でいう丁卯（後金天聰元年）と丙子（清崇徳元年）の虜乱は後金と清と朝鮮との關係を轉換させる劃期をなす。丁卯の虜乱によって朝鮮は後金と弟兄の關係となり、明との君臣關係を維持しながら、明と對戦中の後金との間に友好親善を強制された。丙子の虜乱の結果は、朝鮮は清に征服され、君臣關係を結ばせられ、明との断交を余儀なくされた。即ち天聰期は両国は兄弟としてほぼ對等的立場で友好關係にあったが、崇徳期は宗主從屬の君臣關係に変わったのである。

天聰期における朝鮮の貢獻は対等の友好關係という立場を固執しようとした。従つてその貢獻は対等友好国家間の交際の礼贖として初めは決して多額ではなかつた。そして国内ではこれを御夷撫夷のための支出とすら考へていたのである。一方後金は征服者的立場をもつて朝鮮に対し、一定の歳幣や、朝鮮の明に対する貢獻や礼待と同一のものを要求しようとしたが、朝鮮の拒否によつて、天聰期の前半は朝鮮の自主的貢獻即ち友好的交際としての可なり少額の贈与を承認せざるを得なかつた。当時後金の國際的に孤立した状態が朝鮮に対して強引な態度をとるのを憚らせたのである。併し蒙古経略の進展と中国侵入などによる國威の發揚、国力の充實によつて、漸く朝鮮に強圧的態度で臨む様になり、貢獻について、天聰五年閏十一月の増額要求、同六年十一月の従來の十倍にのぼる増額要求をつきつけたのである。その名目數量は毎年

金百両	銀千両	綿紬千疋
麻布千疋	細布万疋	豹皮百張
獺皮四百張	水牛角百副	蘇木二百觔
大紙千帙	次紙千帙	龍文細席一条
花席百条	胡椒一石	緑皮二百張
腰刀二十口	順刀二十口	松羅茶二百包

となつてゐる。この増額要求は後金の使者巴都礼等によつてなされたので、後文には巴都礼貢額と称することにす。これに対して朝鮮は増額を免れようとし、或は縮減しようとするが、後金の強圧により次第に承認せざるを得なかつた。天聰十年三月の朝鮮の貢額は朝鮮国王來書簿の礼單によれば、

綿袖類八百匹	麻布類八百匹	木綿類万匹
豹皮五十張	獺皮青鼠皮計四百張	
紙類二千帙	龍文席一条	花席百条
胡椒一石	丹木二百觔	好刀二十口
小刀二十口	茶百封	黄栗十斗
大棗十斗	銀杏十斗	乾柿子五十帖
全 鯨十貼		

であり、金、銀、水牛角等朝鮮土産にあらずとして朝鮮が貢獻を拒んだもの以外は、巴都札貢額にほぼ近い。その不足分は秋季に追加貢獻するか、他の貢獻分によって補足されるものであったかであろう。即ち天聰十年になると、後金側の貢獻増額要求は達成されるに至っていたのである。

天聰十年四月後金は大清と改号し、崇徳と改元することをきめ、翌五月は即ち崇徳元年五月となる。その年十二月に清太宗の第二回朝鮮侵入即ち丙子虜乱が起り、兩月を越えずして朝鮮は敗北し、崇徳二年正月三十日朝鮮国王李倬は漢江東岸の三田渡において降服の礼を納め、臣従を誓った。降服の条件として示されたものはいろいろあるが、貢獻に関するものは

其万寿節及中宮千秋皇子千秋、冬至、元旦、及慶弔等事、俱行貢獻之礼、並遣大臣及内官奉表……
 毎年進貢一次、其方物數目、黄金百兩 白銀千兩 水牛角二百對 豹皮百張 鹿皮百張 茶千包 水獺皮四百張 青鼠皮三百張 胡椒十斗 腰刀二十六口 順刀二十口 蘇木二百觔 大紙千卷 小紙千五百卷 五爪龍席四領 各様花席四十領 白苧布二百疋 各色綿袖二千疋 各色細麻布四百疋 各色細布万疋 布千四百疋 米万包

である。ここに示された貢献は二つである。国家再造の謝恩、臣従の儀礼として、その一は循礼貢献であり、第二は毎年一次の歳貢である。循礼貢献として常例的なものは太宗、中宮、皇子の誕生日の貢献、冬至節と元旦の貢献の五回であり、臨時的なものには慶弔の際の貢献である。これは臣従者として、その主君に対する慶賀弔慰の意を表すもので、その後で主君の方からも若干の贈与が回賜されるのが通例である。これに反し歳貢は征服者が被征服者に課した貢納であり、反対給付としての回賜のないものである。本論では後者の歳貢（歳幣）を取りあげ、循礼貢献については別の機会に譲る。

二、歳貢額について

前節に掲げた巴都礼貢額と、崇徳二年正月降服条件として朝鮮に課された歳貢額を先ず表示して比較してみる。

	巴都礼貢額	歳貢額
金	100両	100両
銀	1000両	1000両
水牛角面	100副	200副
豹皮	100張	100張
水獺皮	400張	400張
緑皮（青鼠皮）	200張	300張
鹿皮		100張
腰刀	20口	26口
順刀	20口	20口
胡椒	10斗	10斗
茶	200包	1000包
龍文席	1条	4領
花席	100条	40領
蘇木	200觔	200觔
大紙	1000帙	1000卷
次紙（小紙）	1000帙	1500卷
白苧布		200疋
麻布	1000疋	400疋
綿紬	1000疋	2000疋
各色細布	10000疋	10000疋
布（白木綿）		1400疋
米		10000包

巴都礼貢品に緑皮とあるは、天聰九、十年の朝鮮国王来書簿礼單に青黍皮と示されている。歳貢品の青鼠皮と同じ品目である。花席、龍文席の領は礼單に張とあり、条、張、領は同単位である。紙の帙も礼單では巻で示されているから、帙、巻も同単位である。

右表に見るごとく、歳貢品目が巴都礼貢品より増加しているのは鹿皮、白苧布、布、米のみで、その他は同じ品目である。ただし布は来書簿の礼單によると白木綿であり、細布とあるのは各色木綿であるから、品種の増加ではなく、特に白木綿を品目として指定したものである。結局、鹿皮（百張）白苧布（二百疋）米（万包）が巴都礼貢品に新たに追加されているに過ぎない。同品目で数量の増額されたのは、水牛角が百副、青鼠皮が百張、腰刀が六口、龍文席が三張、小紙が五百卷、綿紬が千疋、茶が八百包である。逆に減額されているものは、花席が六十張、麻布が六百疋である。金、銀、豹皮、水獺皮、順刀、胡椒、蘇木、大紙、細布は品数共に同一である。二つの貢額を比較してみると、米万包を除き、両者に大きな変更は認められない。兄弟友好関係時期の貢賦と、君臣主従関係に変わった後の歳貢との間には、当然大きな変化増額が考えられそうであるのに、米万包を除いては、殆んど変更がないことは不思議と言える。追加された米万包が、兄弟関係から君臣関係への転換を象徴するに足る歳幣価値をもっていったと考えるか、或は兄弟関係の両国間に、すでに実質的には君臣関係に相当する歳貢が実現して、崇徳二年には改めて君臣関係にふさわしい増額を必要としなかったのであるかであろう。

米万包の添加は戦敗の朝鮮にとって大きな負担であったに違いない。包という単位は我国の俵などを思わせる。運搬等に適した量に包装された単位を指すかの様である。もしこれを俵と同じく四斗の包とすれば、万包は二千五百石である。ところが歳幣額として用いた包が別に石でいわれることがある。例えば潘陽日記己卯（崇徳四年）十一月二十九日の条には「歳幣中。大米一二千石陳腐。須即改納」とある。この表現は歳幣米のうち一部分が陳腐であるから即刻改納せよという意味に理解される。万包がもし二千五百石であれば、一二千石はその大部分となり、大米一二千石陳腐などとはいわ

ず、もっと強い表現になる筈である。包は四斗などではない様である。李朝実録仁祖二十二年八月戊寅の条に、仁祖と世子に随従して清朝の入関に同行した李稜との問答が記載されている。その末尾に、李稜帰国の時に瀋陽で清の通訳鄭命寿と世子との間に交された問答、及び世子が李稜に言った言葉が次の様に記されている。

稜曰。臣自瀋出来之時。鄭訳謁於世子。且言前日所送之米不多。世子曰。然則当如歳貢之数耶。命寿言。何必如是之多乎。命寿出。世子言於臣曰。冬前先送五千石。春米又送五千石。必充万石之数。可充其欲。須以此意啓知大朝云。

北京定鼎、庶事草創の際、既に減額或は預借されていた歳貢米（後述）を多少でも増添させようとの清の意向に対して、世子は考える所があったに違いなく、嘗ての歳貢額の満額をこの際送ろうというのであるが、計万石は歳貢米万包に相当するのである。この一例を以て包を石とするには若干の危惧が残るが、今は上例により包を石と見ておく。とすれば一万石中その一部分である大米一二千石が陳腐であるから改納せよという瀋陽日記の文意を無理なく解し得る様である。

一万石の米を朝鮮から満州へ運輸するのは大変な労費であり困難であった。李朝実録仁祖十七年（崇徳四年）十月丙午の条に

運歳幣米於鳳凰城。清国戸部官不即点納至於両朔。人馬多死。

と見えるので、この年の歳貢米は義州經由陸運して鳳凰城に納入された。しかし点納が遅れて、恐らく糧食糧草が不足したのであろうか人馬が多く死んだとある。しかもこの年、折柄の遼西戦争の軍糧とすべく、「以明年貢米一万包。戴送到泊於三叉小陵大陵河之間」という指示があり、貢米は必ずしも近い鳳凰城納入とは限らず、清側の必要に応じて、海州、伊州（義州）、錦州などにも輪納せねばならなかったのである。そのため時には陸運し、時には水運しなければならず、水運には漂流や敵襲の、陸運には役夫、馬、牛、車の倒弊損壞等の難があった。朝鮮が「貢米輸運之難」を訴えているのは無理からぬところである。李朝実録仁祖十八年十二月壬戌の条に見える領議政洪瑞鳳と清訳鄭命寿との問答に

命寿曰。聞本国已備四百匹馬。為運餉之用云。莫若先買一輪車二百輛。駕之以馬。分番相替則一馬所運計不下三石云。

とあり、瀋陽日記辛巳（崇徳六年）八月二十七日庚午に

金汝老及金武臣軍官。領運糧車子四十四輛。載大小米八十八石。自遼東入來。

とあり、同じく八月の西行日記中に

又修葺車子三十輛。備牛三十頭

とあり、その説明に「一車容載米三石。牛弱則二石」と記し、同じく九月初九日壬午には、

柳將処遼東糧米八十八石。分載四十四車

とある。これらによると、馬車、牛車にて運搬出来るのは一車二石乃至三石である。一車三石として、一万石の米を運ぶに延べ三千三百三十余の馬牛と車とが必要であり、一車二石とすれば、五千の馬牛と車が要る。馱載すれば優に三倍以上の馬牛が必要であろう。一車三石としても、三百の馬牛車を用いて十一運しなければならぬことを考えると、運搬の労費困難が想像され得よう。

瀋陽日記壬午（崇徳七年）七月十九日の条に見える「此地年連豊登。一唐斗之直。止於五六錢」という米価を基準にすれば、一万石の米価は銀五・六万両になる。しかしその輸送費は更に高価にのぼった。瀋陽日記辛巳十一月初二日や初五日などの記述によれば、朝鮮訳官徐尚賢が耿仲明と交渉し、遼陽と錦州とで糧餉を交換し、運送費を省除しようと計り、二百石の交換に成功しているが、その運搬費について、

一自遼輸錦。労費不啻三四千両銀。而今得搜此米。其費全除矣。只給脚価二百両。

といっている。先の米価で計算すると、米二百石は銀一千両乃至一千二百両であり、それに対して遼陽より錦州への運搬費が銀三四千両になるといふ。この場合運搬費は米価の三倍以上になるのである。朝鮮から歳幣米一万石を鳳凰城へ、或は水陸運して錦州義州へ運搬する費用は恐らく米価そのものより遥かに高くなり、或は数倍に上ったにちがいない。一万石の歳貢米の負担が朝鮮にとり如何に大きかったかは明らかである。米を除けば、五百余駄で運べる一般歳幣品の献納

（後述）に要する総経費より、歳幣米献納に要する総経費の方が多額になったのではあるまいか。巴都礼貢額と大差ない崇徳二年の一般歳貢額に、米万包が添加されたことはそれで充分に敗戦による君臣関係への転換を示すに足るほどの朝鮮の負担であったことは明らかである。

次に米を除く一般歳幣額について考察する。崇徳の歳貢額が天聰六年の巴都礼貢額と大差がないということは、兄弟関係から敗戦降服による君臣関係への転落という観点に立つと、清側の恩恵的措置と考えられなくてはならない。対明戦継続中の清の諸需用浩大から当然大巾な増額があっても不思議ではないのに、殆んど増額されなかったのである。朝鮮を属国化するに際して、朝鮮国王の陳情疏がいう様に「臣（朝鮮国王）之土地人民。非臣之土地人民。陛下之所与」或は「土地莫非王（清太宗）土。臣民莫非王臣」という理念が顧慮されての恩情的処置であったのか、余りに過酷な条件を課すると再び離反されるのを憂えて清が自制したのか、いろいろと推測されるが確かなことは明らかでない。瀋陽日記己卯（崇徳四年）十月十九日の条に

聖節兼冬至使古城君権大任、副使鄭之羽、書状官李元鎮、入来留東館。歳幣五百余駄亦到

とあるが、この歳幣五百余駄には貢米は含まれない。この年、貢米は鳳凰城に納入されていること前述の通りであり、朝鮮国王来書簿崇徳四年十月分には権大任等の賚した貢物の礼単が含まれ、それによってこの五百余駄の品目数量まで明らかにし得る。勿論米は歳貢単中に記されていないのである。貢物は聖誕日貢物と冬至貢物と歳貢の三種であるが、その大部分が歳貢品である。従って歳貢品のみを送っても大略五百駄に近い数量であった。ところが、その数量と大差のない巴都礼貢額がすでに天聰六年に要求され、朝鮮の反対を押し切って脅迫的に天聰末までに実現していたこと、それが実現していたから君臣関係に転換しても一般歳幣貢額の増加がなされなかったと解すると、清はすでに天聰六年以降朝鮮に対して実質的には従属を、即ち君臣関係を歳貢の新添という形で強要していたとも考えられる。巴都礼貢額は朝鮮が対等若くは兄弟関係として行なう交際礼贖（即ち崇徳期の循礼貢献に相当するもの）の十倍にのぼる多額であり、すでに対等的兄弟関

係は失われていたと見られるのである。少なくとも清側のかかる意識を証するものとして、巴都礼貢品中に龍文細席一条があることを挙げたい。ただ一枚の席であるが、龍文を要求したことは、後金側がすでに皇帝としての立場にあることを認める様に朝鮮に強要しているものと考えられる。崇徳二年降服条件として示された歳貢品目に五瓜龍席四領とあるところの龍文席は言うまでもなく皇帝用品である。巴都礼貢品の龍文細席が五瓜であったか四瓜であったかは明示されないが、後金側の意図は当然五瓜龍文席即ち皇帝用品としてであったに相違ない。この時即ち天聰六年十二月後金は丁卯の戦勝国としての立場を強く打ち出し、戦敗国朝鮮に臨んだのである。その結果増添された貢献額数は実質的にすでに君臣關係を象徴する歳貢となっていた。従って丙子の後の歳貢品額は特に増添を必要としなかったのであると考えられる。因みに天聰期の朝鮮の貢献の送り状は礼単と称し歳貢の名称は表われないが、崇徳期には一般に貢単と称し、歳幣の場合は歳貢単と称している。

以上のごとく、巴都礼貢額は実質的に君臣關係を示す性質の貢献であった。朝鮮は後金の圧迫に漸次譲歩し、天聰末にはほぼその貢額を認めさせられた。崇徳二年の征服にあたり、清は実現していた貢額の確認と実行の保証を得るのが貢献については第一の目的であり、従って巴都礼貢額と大差ない歳貢額を要求したのである。ただ戦勝の余威を借りて歳幣米一万包を追加し、戦時の需要を補わんとして朝鮮を苦しめることになるが、後述の如く、貢米は意外に早く大巾に減額され、歳幣の主要品目ではなくなるのである。歳幣の主要品は戸部の収納する米ではなく、礼部の収納する一般歳幣品であったのである。ということは、貢献や歳幣は国と国との關係を象徴し、国際外交の上で大きな意味や作用をもつものであったからであろう。

三、歳貢の開始について

朝鮮国王米書簿及朝鮮国王米書に見える歳貢単を調べてみると、崇徳二年三年にはなく、四年十月分、五年十月分、六

年十月分、七年十一月三十日、八年十一月十二日に載せてある。十月にあるのは聖旦(十月二十五日)貢献と同時に歳貢が行なわれたのであり、十一月に見えるのは冬至貢物と同時に貢献されたからである。以上の如く歳貢が聖旦か冬至に併貢されているので、崇徳二、三年の清太宗実録を見ると、聖旦と冬至の日に朝鮮はそれぞれ遣使し、「貢方物、上表慶賀」「上表、賀冬至、貢方物」「奉表慶賀、貢方物」などと記されている。しかしこの貢方物は歳貢ではなく、循礼貢献の方物であり、朝鮮国王来書簿にはそれぞれの貢物の貢単が附されて品目数量も明らかである。太宗実録に記す「貢方物」はそれを指すのである。従つて上の「貢方物」の記述から二年三年に歳貢がなされたなどは決して言えない。一方李朝実録にも崇徳二年三年にあたる仁祖十五年十六年には歳貢を行なつたことを示す記述はない。同様に瀋陽日記、瀋陽陽啓にもこの二年間に歳幣を献じた記述は見えない。最も根本的な史料である朝鮮国王来書簿に、二年と三年に歳貢単がないのは脱落かと考えたが、以上の諸書に通じて記述がないことから考えると、脱落ではなく、歳貢は行なわれなかつたと見ねばならない。崇徳四年には、来書簿には勿論歳貢単があり、李朝実録、瀋陽日記註10、共に明らかに歳幣貢献を記述しており、清太宗実録は「朝鮮国王李倬、遣陪臣權大任等。進万寿竝冬至元旦貢物」と記しているが、その品目数量として掲ぐるのは黄金百両以下歳幣の品数であるから、実録の記述の誤りである。来書簿により正すと、崇徳四年十月二十五日には、万寿聖旦貢物と冬至貢物と歳幣が貢献され、元旦貢物は別に崇徳五年正月初一日に進献されている。即ち実録は歳貢を元旦貢物と誤記し、掲げる貢献品目数量は歳貢を以てしているのである。とにかく、以上の如く崇徳四年十月には各書とも明らかに歳幣を記録しているのであるから、それ以前に歳貢がなされたら、当然以上の諸書のどれかには記載がある筈である。にも拘らず、崇徳二年三年には、朝鮮国王来書簿以下各書が共に歳幣を記録していないのであるから、歳幣貢献はなかつたものと見たい。

何故崇徳二・三年には歳貢がなされなかつたのであろうか。明らかな理由は解らないが、二年正月に朝鮮は降服したのであり、戦争の被害と戦後復興の困難により歳幣の調達が出来なくて、或はそれを理由にして、欠貢いや免除をしてもら

ったのであろう。それを推測させるものは、太宗実録崇徳二年十一月庚午、冬至節に際して朝鮮国王が送った陳情疏の一つである。それには、兵禍を経てより国内空虚、烟火蕭条となり、徵兵を恐れて民は四散偷生をはかり、牛疫流行や雨雹の災害により農耕も困難で食糧にも事欠く状態を述べ、皇上の恩恵が戦後の朝鮮に加えられ、重憐あらんことを陳情している。これは暗々に歳貢と徵兵の宥免を奏請したものである。これに対する太宗の勅諭が同十一月辛巳の条に見え、事情が誠に王の言う通りであれば「王之奏請固宜。朕豈慮不及此。但徵兵自當量時度勢。詎可強以所難堪乎……朕既為民而加恩於其初。寧不斟酌於其後乎」とあり、明言されていないが、歳貢や徵兵が暫時宥免されたものの様に考えられるのである。とにかく以上諸書の記述をもとにすれば、歳貢は崇徳四年から始められたと見なければならぬ。

四、歳貢の経過と減額について

崇徳四年の初めての歳貢は、米は鳳凰城に納入され、一般歳幣は瀋陽に貢献された。李朝実録仁祖十七年（崇徳四年）十月丙午の条に

運歳幣米於鳳凰城。清国戸部官不即点納至於兩朔。人馬多死。

と見え、運搬方法等は解らないが、鳳凰城に納められたことは確かである。なお点納が戸部によってなされていることが解り、礼部管掌の一般歳幣と性格の異なる貢献であることが知られる。一般歳幣については瀋陽日記己卯（崇徳四年）十月十九日の条に

聖節兼冬至使吉城君權大任、副使鄭之羽、書状官李元鎮、入來留東館。歳幣五百余駄亦到。

と見え、次いで同十月二十五日の条に

世子赴清帝誕日賀班。納五花糖十觔。倭大劔一柄、倭短劔一柄。白蠟燭百柄、丹木五十觔、胡椒五斗。大君亦進各様物件。清人並大朝所納方物及各種歳幣。排列庭中

と見え、朝鮮から五百余駄にて運ばれた各種の貢獻品は太宗の誕生日の十月二十五日に受領され、庭中に陳列され、参会の者に展観されている。この日の貢獻につき、清太宗実録が誤っていることは先述したが、朝鮮国王来書簿によって今一度明らかにすると、朝鮮使臣の齎した貢物は、聖旦につき、皇上に対する貢物、中宮に対する貢物。冬至節につき、皇上に対する貢物、中宮に対する貢物、皇太子に対する貢物。及び歳幣の六種類であり、別に瀋陽に人質となっている世子と鳳林大君とが聖旦慶祝のため皇上と中宮と皇太子に貢獻を行なっている。これら各種の貢獻中、歳幣を除く貢獻は所謂循礼貢獻であり、すでに崇徳二年より行なわれ、貢獻の形式、品目、数量も例年ほぼ同一である。従って十月十九日瀋陽に到着した五百余駄の荷物は歳幣以外の聖旦冬至の循礼貢獻を含んでいたが、その数量は決して多量ではなく、年間循礼貢獻を合計しても歳幣の十分の一位である様だから、五百余駄の大部分は歳幣であったことは確かである。その歳幣は朝鮮国王来書簿崇徳四年十月分中の歳貢単に名数を詳記しているが、降服時に指示された歳貢品数に一致する。ただし黄金百両中、五十両を黄金にて納貢し、余りの五十両分を白銀一千両に折納している。なお綿紬二千疋の内訳は、紅綿紬二百五十疋、緑綿紬二百五十疋、白綿紬一千五百疋にて計二千匹。各色細布万疋は、紅木綿五百疋、藍木綿五百疋、鴉青木綿四百疋、白木綿一千四百疋、木綿七千二百疋の計万疋となっている。

崇徳四年の歳貢は無事に済んだ様であったが、誕日の賀宴が終り、朝鮮使臣が世子の瀋陽館に来て挨拶していると、清の礼部承政である龍骨大(英俄爾岱)戸部参政の馬夫大(馬福塔)等が使臣を呼びつけて、歳幣中黄金が約定の百両でないことを難じ、黄金五十両の折納を認めず、必ず改納して黄金百両の量を充たすことを求め、收納した折納分の白銀千両を返却した。^{註五}更に同月二十九日に清訳鄭命寿が龍骨大の意見を伝えて、

歳幣中大米一二千石陳腐。須即改納。劔口色布、亦有不精者。来年則勿如是事

と、鳳凰城收納の貢米の一部改納を求め、劔や色布の不精に対しても警告を發している。これに対して朝鮮は抗告せず、^{註五}その命に従った。瀋陽日記己卯十二月十一日の条に

賚吞官李侔。以歲米改備事入來。而龍將還自獵所。俾及正月念前改納柵門

とあり、李朝実録仁祖十七年十一月己巳の条に

先是朝廷於歲幣以銀代金。清国却之。備局啓曰。倭金之通行本国。清人無不知之。雖欲周旋必不回聽。而反致其怒。請以該曹所余黃金依數入送。上從之。

と見え、結局、陳腐の米を国境の柵門に改納し、黄金五十両を送り數に足している。崇徳四年の歳貢はかくして無事に完済された。ところが翌年は重大なことになった。

崇徳四年、即ち仁祖十七年十一月己巳の日に朝鮮は清使馬夫達（馬夫大、馬福塔）、吳多河、焦古老等一行の入京頒勅を迎えた。それは水軍六千の徴兵と、明年（崇徳五年）の貢米一万包を三叉河小陵河大陵河の合流点附近に航運せよという命令を伝えるものであった。都承旨李基祚は勅使に軍兵の減額と貢米輸運の難を陳弁したが許されなかった。兵数は実数五千の徴兵となったが、「歳貢米則不可減也」と勅使が答えているところを見ると、李基祚は貢米輸運の困難を陳情して、代りに貢米の減額を求めたのであろうか。崇徳五年二月、王孫（世子の子）と交替して世子は帰省を許され、三月京城に帰着し、五月三日に再び瀋陽に到着した。その間三、四月頃より徴兵された朝鮮水師の発進についての催促がなされ、五月には頻々として世子に対する詰責が見える。瀋陽日記庚辰（崇徳五年）七月二十七日の条に

范文程、皮牌等六人。以帝言來伝於世子前曰。林慶業舟師方到海州衛。而不肯進前。又不往納米之処。此何意耶。

とあり、同じことが李朝実録仁祖十八年七月庚寅の条に、世子に附添う宰臣金蓋国の馳啓として、

（范）文程等伝帝命曰。林慶業等舟師。使之前進則不肯進。使下米包於遼河口則亦不肯往。此何意耶

と見えている。これによると、林慶業に率いられた朝鮮の舟師は海戦のためであると同時に、歳貢米一万包の輸送にもあたっていたのである。これについては清史稿屬国伝朝鮮の条に「攻明錦州。調朝鮮舟五千。運糧万石」を崇徳六年にかけているのは五年の誤りである。この時朝鮮の舟は漂没し、遭風礁壊し、或は明の水師に截撃され、清朝鮮間にいろいろの

問題を惹き起すのである。瀋陽日記には同年八月二十七日の条に

范文程及皮牌等六人。以帝命來達世子前。海州衛糧餉輸運錦州事也

とあるによれば、林慶業は運輸した米を遼河口に下さず、海州に一旦下したものの様であり、それを更に錦州に陸運する命令が朝鮮に下された。以後運糧（転餉）夫馬の催促がしきりになされると共に、

衙門言。林慶業出去後。余糧待在海州。自館所（瀋陽館所）遣官斗量封庫云

とあるごとく、^{註15}歳貢米を海州に海運し、それを朝鮮側で管理しておき、錦州等へ陸運納糧（転餉）しなければならなくなつた様である。ただし歳貢米額は翌六年より大中な減量がなされた。が同時に預借も行なわれたのである。崇徳五年の歳貢米一万包は以上の如く鳳凰城ではなく、結局錦州納入となり、多大の困難を経てとにかく完済されたと推測される。

崇徳五年の一般歳幣は、四年と同じく、十月二十五日に循礼貢獻の聖旦皇上貢物、中宮貢物、冬至皇上貢物、中宮貢物、皇太子貢物と、世子の身替りで瀋陽に行った王孫の還国に對する「稚孫還国謝皇上恩」の皇上貢物、中宮貢物、皇子貢物の併貢と一緒に瀋陽に納貢されている。歳貢の品目数量は黄金百兩以下規定通りである。^{註16}前年黄金五十兩を銀で代納し、改納させられたことに鑑み、黄金も定額の百兩であり、劔口色布等の不精という批難も受けていない。世子の帰省許可、次いで鳳林大君の帰省、身代りの王孫や麟坪大君の還国など、清側の処置に對して朝鮮も誠意を尽したというところであろうか。同時に規定通りにしなければ改納させられ、余計な勞費となることを恐れたのであろう。

この直後、瀋陽状啓によれば十一月一日に朝鮮は思いがけない朗報を得た。歳貢米の減額である。李朝実録仁祖十八年十一月庚寅、瀋陽から帰つた使者懷恩君李徳仁の賚した勅書には

十月二十五日乃朕生辰。衷中外希恩之日。因倣旧典。除十惡外。凡国中一切罪犯尽行赦之。朕思中外俱属我国。国内既赦。亦宜恩及外藩。想爾国歳貢米万包。皆取於民者。今減去九千包。使爾臣民同此歡戴。

とあった。一万包のうち九千包の減去。まさに十分の一に減額されたのである。朝鮮は早速翌月十二月に「減歳貢米謝

恩」の使者を派遣し、皇上、中宮、皇太子にそれぞれ貢献している。この頃朝鮮では清から課される徭役煩重の説があった様であり、それは歳幣と軍糧と舟師を意味していると清側では解している。この場合軍糧とは徴兵された朝鮮軍の自備すべき軍糧であるか、輸送する歳貢米が即ち清の軍糧であり、その運搬労費を徭役煩重とするのか明らかでないが、とにかく煩重の第一に挙げられる歳幣のうち、最も輸運が困難である歳貢米の思い切った減額は、やはり貢米万包の提出と運搬負担との過重を清側も知ったのであろうか。負担過重を知ったとしても、しかし思い切った減額である。糧米は当時の清国では不足しており、後述のごとく、この後で朝鮮から貢米三年分の預借すら行なっているのである。そうした事情に在りながら、大中に減額したのは単に恩恵としてのみではなく、朝鮮からの徴兵、特に水師や鉄砲兵の徴発を円滑にし、一層の協力を求むるための処置であったと推測される。

この減額により、崇徳六年より歳貢米は一千包となり、主として海州に送られ、清側の指令により更に納入地に転輸された様であるが詳しくは解らぬ。礼部関係の文書である朝鮮国王来書簿の歳貢単には戸部管掌の貢米関係の記録はないのである。ただ故宮博物院文献館刊行の大庫檔冊中、崇徳七、八年分朝鮮国王来書に七年と八年の歳貢単があり、掲げる品目中には来書簿の歳貢単と同じく米はないが、貢単の後に清側の附記がある。その附記は次の様に記されている。

……又単中少貢米。復問啓心郎張于天。他云不知。至崇徳八年二月初二日。本院大人范羅碩親問戸部固山額真英言説米事。他云預已借過三年。待三年之後。復如前數同。(崇徳七年歳貢單)

……単中但少米數。因預借過三年。故七年与八年二年俱無米數(崇徳八年歳貢單)

礼部の係官が名目數量を前年分と対照して調べ、戸部にも問い合せて書いた覚書であるが、三年分が預借されて、七年と八年は米數がないと記している。これは若干の誤解があり、崇徳四、五、六年の歳貢単にも米數はない。貢米の収納は戸部の管轄で行なわれ、貢米単も戸部に別置されていたのであろう。しかし上の附記で預借がなされたことが知られる。六年以降は一千包の歳貢米であるから、三年分預借でも三千石である。何時預借されたか不明であるが、七年の歳貢單に附

記されているから、六年から七年の前半に借られたに相違ない。歳貢米を減額したものの、清では穀物は不足していたのである。

崇徳五年十一月に歳貢のうち米の方は十分の一に減額されたが、他の歳貢品数の減額はなかった。朝鮮国王来書簿によれば、崇徳六年十月二十五日、朝鮮国王李倬差遣の陪臣元斗杓等が賚到した貢物は、聖旦の皇上貢物、中宮貢物、冬至の皇上貢物、中宮貢物、皇太子貢物、即ち循礼貢献品と、歳貢品である。そして何れも例年の貢献と同額である。次に朝鮮国王来書によると、崇徳七年に至って、それまでの聖旦と冬至との同時貢献の方法が変わり、聖旦貢献は十月二十五日に、冬至貢献は十一月三十日(八年は十一月十二日)に行なわれ、歳貢は冬至に併貢された。貢額は例年と同額であった。この歳貢単に附記があり、貢米預借が記されていることは前述した。崇徳八年八月九日に太宗は崩じ、同八月二十六日に第九子福臨が擁立された。従って崇徳八年十月二十五日の太宗の聖旦はなくなった。太宗の崩後には勿論朝鮮からも進香の貢献が行なわれた。朝鮮国王来書によれば、崇徳八年の歳貢は十一月十二日の冬至貢献と同時に送られ、貢献に若干の变化がある。紅綿袖、緑綿袖共に従来二百五十疋であったのが、それぞれ五十疋減で二百疋づつとなり、白綿袖千五百疋が五百疋減の一千疋になり、細麻布四百疋が三百疋減の一百疋になり、木綿七千二百疋が七千疋、五爪龍席四張が二張、各様花席四十張が二十張、好腰刀二十六把が二十把にそれぞれ減額されている。この歳貢単にも清側の附記があり、

此八年歳貢礼物数目。与上年不同。照依先帝遺勅減退数目一樣。十一月十四日。礼部啓心郎烏黒章于天恩格泰、同本院大人范習查遺詔底子与清漢二当子。併歳貢実封正単一同対明。数目無差。単中但少米数。因預借過三年。故七年与八年二年。俱無米数。

と記されている。歳貢の減額は先帝太宗の遺詔に依るといっているのである。太宗に遺詔があったか否か明らかでないが、後掲朝鮮の史料に従えば、太宗生前すでに減省の語が発せられていた様である。李朝実録によれば仁祖二十一年(崇徳八年)十月戊辰に朝鮮は登極勅使の賤多馬、鳴林等の一行を迎えた。その即位詔と共に賚された減歳幣勅には

……朕思歲貢礼物皆出自民間。慮其煩苦。特為量減。

とあり、まは減使臣札單勅には

朕聞差去使臣俱以明朝旧例。所得礼物太多。民頗不堪。此非善政也。故特減其數。以為定例。

とある。これを受けた朝鮮側の記録には

前汗時尙有減省歲幣及札單等語。至是有此勅。歲幣則減元數十分之一。而札單則有加無減。或謂彼中往來我國者。恐其裁損。偽加元數。故其所減省者未免增加云

とあって、歲幣が十分の一を減額されたことを明らかにしてくれる。ここでいう札單は清使の京城往來に関するもので歲幣とは係りない。崇徳八年十一月の歲貢が十月の減額を受けた歲貢であることはいうまでもない。崇徳七年と八年の歲貢額を比較すると、織物類の總計が七年は一万四千疋、八年は一万二千九百疋。減額量は一千一百疋であり、數量の上では一割減になっていない。しかし綿紬や細麻布の減量が多いので、価値の上では優に一割以上の減額となるのではなからうか。従つて歲貢全体で十分の一の減額になる様に勘案されているものと考えられる。この後は、順治元年北京定鼎後、世子を放還し、再び歲貢の大巾な減額が行なわれる。蘇木二百斤、茶十包、綿紬千疋、各色細布五千疋、布四百疋、麤布二千疋、順刀十把、刀十把の減額であった。北京まで遠路であることがその理由にされているが、中国に進出した清に各種織物類などを朝鮮に期待する必要はなくなつたからであろう。ついで順治三年貢米の免除が行なわれ、歲貢時期も正月に規定され、朝鮮の清に対する歲貢は落ちつくことになる。

五、結

以上の如く、崇徳年間における朝鮮の清朝に対する貢獻のうち、循礼貢獻は早く崇徳二年に始まるが、歲貢は崇徳四年より開始され、清朝の礼部管掌の一般歲幣と戸部管掌の歲貢米とがあり、その調達輸運は敗戦後の朝鮮に大きな負担であ

った。そのため崇徳二、三年度の歳貢は有免された。歳貢米一萬石は崇徳四、五年度納貢の後、六年度から十分の九を減額されたので一萬石となり、ついで三年分の預借がなされたが、朝鮮にとって負担は大巾に軽減された。七、八年度は預借分のため貢米の必要はなかった。輸運の難多き歳貢米一萬石の貢納が僅か二年間に過ぎなかったことは当時の両国關係を考察する上で注目すべき視点であろう。一般歳貢は四、五、六、七年は降伏時の規定歳貢名額通りに貢献されたが、八年に至って太宗の遺詔により十分の一を減額して貢献された。一般歳貢の時期は四、五、六年度は聖節の十月二十五日に、七、八年度は冬至節に併貢されたのである。

註

- (1) 拙稿「天聰年間における朝鮮の歳幣について」史淵一〇一号。
- (2) 東洋学文献センター（京都）所蔵の朝鮮国王來書簿は天聰元年より崇徳六年までの分である。これに故宮博物院文献館出獻の文献叢書に含まれる崇徳七・八年分朝鮮国王來書を附加すると、太宗時代に朝鮮より後金_{II}清に送達された正式國交文書が一応通観出来る。本論では前者を朝鮮国王來書簿、後者を朝鮮国王來書として示すことにする。
- (3) 清太宗實録天聰六年十一月壬子。
- (4) 同前崇徳二年正月戊辰、李朝實錄仁祖十五年正月戊辰。
- (5) 歳貢（歳幣）を循礼貢獻と區別してこの様に解釈規定することにはなお問題があると考えるが、本論ではこの様に區別しておく。
- (6) 清史稿属国伝朝鮮の条も後掲の如く、萬包を萬石と解している。
- (7) 李朝實錄仁祖十七年十一月戊寅。
- (8) 同前仁祖十七年十一月庚辰。
- (9) 清太宗實錄崇徳三年十一月甲申。
- (10) 奎章閣叢書本「瀋陽狀啓」には崇徳四年十・十一・十二月分狀啓が抜けている。
- (11) 瀋陽日記己卯（崇徳四年）十月二十五日。
- (12) 同前己卯十月二十九日。

- (13) 柵門は朝鮮義州より中江を経て鴨綠江を渡り、滿洲側に上陸した所に築かれていた国境の門である。
- (14) 李朝実録仁祖十七年十一月庚辰。
- (15) 瀋陽日記辛巳(崇徳六年)正月初五日。
- (16) 朝鮮国王来書簿崇徳五年十月分。
- (17) 同前崇徳六年正月分。
- (18) 瀋陽日記辛巳正月初八日。
- (19) 李朝実録仁祖二十一年十月戊辰。
- (20) 清史稿属国伝朝鮮の条に拠る。